

山梨県公報

第千五百一十一号

平成十六年

九月二十七日

月 曜 日

告 示

山梨県告示第四百十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

二 委託に係る使用料

山梨県立青少年センターの使用料

三 委託の期間

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第四百十九号

口頭により開示請求をすることができる個人情報及び開示の方法(平成五年山梨県告示第三百八十九号の二)の一部を次のように改正する。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

表やまなし女性海外セミナー選考の項中、「やまなし女性海外セミナー選考」を「やまなし女性リーダー養成海外研修選考」に、「山梨県企画部県民室青少年女性課女性政策室」を「山梨県企画部県民室男女共同参画課」に改め、同表准看護婦試験の項中「准看護婦試験」を「准看護婦試験」に改め、同表ジュエリーマスター認定試験の項中「山梨県商工労働観光部工業振興課」を「山梨県商工労働部工業振興課」に改め、同表技能検定試験の項中「山梨県商工労働観光部職業能力開発課」を「山梨県商工労働部職業能力開発課」に改める。

山梨県告示第四百二十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急診療所として認定した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 救急診療所の名称及び所在地

目 次

使用料の収納事務の委託	六〇九
口頭により開示請求をすることができる個人情報及び開示の方法の一部改正	六〇九
救急病院等の認定	六〇九
結核予防法に基づく医療機関の指定	六一〇
結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	六一〇
予防接種の業務を行う医師	六一〇
予防接種の業務の承諾を撤回した医師	六一〇
家畜伝染病の発生	六一〇
腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定	六一〇
土地改良区の定款の一部変更の認可	六一一
廃川敷地等	六一一
道路の区域変更	六一一
建築基準法に基づく道路位置指定	六一一
土地改良事業の施行同意	六一一
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	六一二
清算人の退任	六一二
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)	六一二
開発行為に関する工事の完了について(三件)	六一五
土地改良区役員の退任及び就任	六一六
正 誤	
平成十五年三月二十七日付け号外第二十号中	六一七
平成十六年七月十五日付け第千四百九十三号中	六一七
平成十六年七月二十九日付け第千四百九十六号中(三件)	六一七

名 称	東桂メディカルクリニック	所 在 地	都留市十日市場九百五十八番地の一
-----	--------------	-------	------------------

二 認定期間

平成十六年九月十四日から平成十九年九月十三日まで

山梨県告示第四百二十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	ありす薬局	所 在 地	北都留郡上野原町上野原六百九十一番地一
-----	-------	-------	---------------------

山梨県告示第四百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	湯本内科小児科医院	所 在 地	甲府市羽黒町九百七十四番地
-----	-----------	-------	---------------

山梨県告示第四百二十三号

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	高橋 和也	予防接種を行う主たる場所	南巨摩郡鯉沢町三百四十番地一 社会保険鯉沢病院
-------	-------	--------------	-------------------------

山梨県告示第四百二十四号

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	喜瀬 広亮	予防接種を行う主たる場所	南巨摩郡鯉沢町三百四十番地一 社会保険鯉沢病院
-------	-------	--------------	-------------------------

山梨県告示第四百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

家畜伝染病の種類	腐蛆病	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
	ち みつば		患畜	一	井 葎崎市藤井町駒	平成十六年九月三日

山梨県告示第四百二十六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定区域

韮崎市穂坂町（三之蔵及び宮久保の区域に限る。）、藤井町（駒井、坂井、北下条及び南下条の区域に限る。）、中田町（中条の区域に限る。）、穴山町、祖母石、韮崎町（岩下の区域に限る。）、若宮、水神、富士見ヶ丘、清哲町（青木及び樋口の区域に限る。）、神山町（武田の区域に限る。）及び北巨摩郡明野村小笠原の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成十六年九月三日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十六年九月十六日竜王土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百二十八号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 相模川水系 大幡川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年九月二十七日
- 三 廃川敷地等の位置 都留市大字厚原字牛石道下六十七の二番地、六十八の二番地、六十九の二番地、六十の四番地先、六十七の二番地先、六十八の二番地先及び六十九の二番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 二千二百八十二・一七平方メートル

山梨県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課並びに峡中地域振興局建設部及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス甲斐線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市大字野牛島三ノ割地内（一級河川釜無川右岸堤防地先）から甲斐市大字下今井字清水端一四九七番の一地先まで	一五・〇〇 三〇・〇	七・〇〇 一一・〇〇		五三三・〇
				五三〇・〇

山梨県告示第四百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置 甲斐市龍地字北浦五四二四番七
- 二 道路の幅員 最大六・〇〇メートル 最小五・〇〇メートル
- 三 道路の延長 三二・三〇メートル

山梨県告示第四百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年四月一日に土地改良事業（矢坪地区基盤

整備促進事業)の施行について同意した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年九月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 サポートネットワークゆい
 - 2 代表者の氏名 有賀天間
 - 3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡長坂町小荒間千九十五 七
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、障害児(者)に対して、地域の中で明るく、楽しく、豊かな暮らしを実現する為、様々な視点・角度からの生活援助等、福祉に関する事業を行い、障害児(者)の生活向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年九月三日から同年十一月二日まで

● 精算人の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項の規定において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した湯沢塚原土地改良区から次のとおり精算人の退任の届出があった。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

精算人氏名	住 所	退 任 年 月 日
今津 茂	南アルプス市湯沢八二〇番地	平成十六年四月三十日

佐藤 富重	南アルプス市塚原二八六番地	平成十六年四月三十日
神山 清信	南アルプス市塚原一三八番地一	平成十六年四月三十日
神山 新平	南アルプス市塚原一三九番地	平成十六年四月三十日
下倉 照雄	南アルプス市塚原一六八七番地	平成十六年四月三十日
村松 治平	南アルプス市塚原五一番地	平成十六年四月三十日
滝沢 種吉	南アルプス市湯沢八二八番地一	平成十六年四月三十日
荻原 慎	南アルプス市湯沢一一一四番地一	平成十六年四月三十日
塩澤 成憲	南アルプス市湯沢八二番地	平成十六年四月三十日
塩澤 長重	南アルプス市湯沢四八番地	平成十六年四月三十日
野田 政雄	南アルプス市湯沢一三五一番地	平成十六年四月三十日
高石 鷹雄	南アルプス市湯沢九〇七番地	平成十六年四月三十日
今津 幸夫	南アルプス市湯沢八一八番地	平成十六年四月三十日
野田 二郎	南アルプス市湯沢一六〇四番地	平成十六年四月三十日
野田 金男	南アルプス市湯沢一六〇七番地	平成十六年四月三十日
今沢 忠文	南アルプス市西南湖四二八四番地	平成十六年四月三十日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年八月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 中沢工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町肴米千六百六十八番地

- 3 代表者の氏名 中澤正之
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)七五九二号
- 四 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年九月二十七日

- 一 処分をした年月日 平成十六年八月二日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社前田土建
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡西桂町下暮地六百十番地四
 - 3 代表者の氏名 前田義之
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第六三二五号
- 四 処分の内容 石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年九月二十七日

- 一 処分をした年月日 平成十六年八月二日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 望建工業有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市川田町四百八十番地一
 - 3 代表者の氏名 望月良彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第一二二三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年九月二十七日

- 一 処分をした年月日 平成十六年八月二日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社小林組
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡一宮町国分三百七十五番地
 - 3 代表者の氏名 小林司
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一四)第六九二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可並びにとび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年九月二十七日

- 一 処分をした年月日 平成十六年八月九日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社芦沢建設興業
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡御坂町藤野木千八百六十八番地
 - 3 代表者の氏名 芦沢直樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第四九三一号
- 四 処分の内容 土工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十六年八月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年八月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三友建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央四丁目五番四十号
 - 3 代表者の氏名 望月猛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一三）第九一号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年八月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 梶原鉄工
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町大石千四百三十番地四
 - 3 代表者の氏名 梶原昭尔
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第一五六二号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年七月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年八月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 西島工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町西島千八百三十四番地
 - 3 代表者の氏名 望月一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第五八九二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年八月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年八月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社コバヤシ工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立千七百七十七番地一
 - 3 代表者の氏名 小林佳一朗
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一一）第三九五号
- 四 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年八月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年八月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社内藤工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下宮地二百六十九番地
 - 3 代表者の氏名 内藤繁仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一)第七〇一六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年八月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
南アルプス市野牛島字前畑二二六三の一及び二二六三の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市野牛島千九百八十五番地 中島立

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
甲斐市万才字正明一〇三三の一、一〇三三の二、一〇三三の三、一〇三三の四、一〇三三の五、一〇三三の六、一〇三三の七、一〇三三の八、一〇三三の九、一〇三三の四、一〇三三の五、一〇三三の六、一〇三三の七、一〇三三の八、一〇三三の九、一〇三三の一〇、一〇三三の一、一〇三三の二及び一〇三三の三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

道路

次の図のとおり

緑地

次の図のとおり

ごみ置場

次の図のとおり

- (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市万才二百七番地 中込この江、中込良人

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十六年九月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
甲斐市竜王新町字五反田九九五の一、九九五の二、九九五の三、九九五の四、九九五の五、九九五の六、九九五の七、九九五の八、九九五の九、九九五の一〇、九九五の一及び九九五の一二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

道路

次の図のとおり

緑地

次の図のとおり

ごみ置場

次の図のとおり

- (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市下高砂三百三十二番地八 株式会社ヒガシ 代表取締役 羽生敏則

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十六年七月二十九日山梨県告示第三百三十七号（保安林の指定の予定）

五二四 下 終わりから三 一三八七、 一三八七・

平成十六年七月二十九日山梨県告示第三百三十八号（保安林の指定の解除の予定）

五二五 上 十三 〇四の七まで

、三五〇四の四から三五〇四の五（次の図に示す部分に限る。）、三五〇四の四・三五〇四の五（以上二筆国有林）、三五〇四の六、三五〇四の七

同 同 終わりから十四行目と十三行目の間に次のよつに加える。
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）